

令和5年度包括外部監査に係る監査結果に基づき、又は当該結果を参考として措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定により次のとおり公表する。

令和7年3月21日

佐賀県監査委員

原 惣一郎

荒木 敏也

角 貞樹

宮原 真一

令和5年度包括外部監査結果及び意見に基づく措置の内容

監査結果及び意見	措置の内容
地方公営事業会計―1.産業用地造成事業特別会計	
①特別会計以外で保有する土地について（監査結果）	
<p><事業用地を保有する会計区分></p> <p>佐賀市大和町事業は、造成費のみ産業用地造成特別会計に計上され、用地取得費、補償費は別会計に計上されている。本事業は、県営障害者施設跡地93,723㎡を活用しているが、当該跡地(平成30年に県営産業団地として活用する方針決定)は一般会計に計上されたままとなっている。また、跡地周辺の農地取得分47,747㎡は、土地開発基金において令和2・3年度に取得がなされている。</p> <p><土地開発基金の保有土地（跡地周辺の農地）></p> <p>跡地周辺の農地は、特別会計における県債起債等による取得財源を確保することなく、分譲代金が回収されるまで土地開発基金が継続保有することが予定されている。そのため、本件一体土地(跡地及び周辺農地)は、土地開発基金が保有している土地を特別会計が造成を行うという歪な状況となっている。また、結果的に分譲が遅れる又は長期化する恐れもあり、その場合は、土地開発基金に長期に渡って土地が残ることになり、適切な処理ではないと考える。従って、早期に特別会計において県債起債等により財源確保がなされて、特別会計が買戻しを行うことが必要と考える。</p> <p><一般会計の保有土地（県営障害者施設跡地）></p> <p>特別会計への移管については、一般会計の保有土地も同様である。特別会計における予算確保等により、早期に特別会計に移管する必要があると考える。結果的に分譲が遅れる又は長期化した場合は、一般会計に長期に渡って土地が残ることになり、適切な処理ではないと考える。</p> <p>更に、一般会計の保有土地については、経営戦略上の問題がある。現状の経営戦略では、一般会計からの買取費用及び分譲収入が織り込まれていない。経営戦略の収支計画は、本事業の実態としての収支を示しておらず、妥当ではないと考える。</p>	<p>（企業立地課）</p> <p>一般会計の保有土地（県営障害者施設跡地）については、特別会計への移管に向け、現在当該地の鑑定評価を行っている。土地開発基金の保有土地（跡地周辺の農地）についても、令和7年度の方譲開始時期までに適正に特別会計への移管を行えるよう、庁内関係課と協議を行っている。</p> <p>また、令和7年度に予定している次回の経営戦略の改定において、一般会計及び土地開発基金からの買取費用並びに分譲収入を収支計画に織り込むこととする。</p>

②内陸工業用地等造成事業を公営企業として実施する必要性について（監査意見）

佐賀市大和町事業、吉野ヶ里町事業は、宅地造成事業に含まれる内陸工業用地等造成事業に該当する。「観光施設事業及び宅地造成事業における財政負担リスクの限定について(通知)」(総務省、平成23年12月28日)では、内陸工業用地等造成事業は、法人格を別にして、プロジェクト・ファイナンスの考え方による資金調達が基本とされているが、佐賀県は、特別会計(公営企業)を用いて本造成事業を行っている。また、本通知を前提に、経営戦略のひな形様式では、内陸工業用地等造成事業を「公営企業として実施する必要性」について記載を求めており、佐賀県は必要性について、「佐賀県総合計画2019で企業立地に必要な大規模な産業用地を県で整備することを掲げ、県内の雇用促進を早期に実現させるため。」との説明を行っている。

一般的には、第三セクター等のメリットは、年度予算や議会承認時期等に縛られず機動的な事業運営ができること等とされており、特別会計(公営企業)の方が早期の分譲完了、雇用促進を実現できるとの説明は、理解が得られにくいものと思われる。第三セクター等を活用しなかった理由は、プロジェクト・ファイナンスによる資金調達の実現可能性について懸念があったためとも推測されるが、より実態に即した説明が必要と考える。

(企業立地課)

「公営企業として実施する必要性」については、

- ・県営であれば農地法第4条許可が不要になること
- ・自治体間の協議調整や用地買収、造成事業に伴う地域住民との信頼関係及び協力体制の構築を円滑に行えること

等を踏まえ、県の特別会計(公営企業)による整備の方が迅速に進められると判断をしたもの。

監査意見の通り、県民からの理解を広く得られるよう、丁寧に説明を行っていくように努める。

③事業別の投資・財政計画について（監査意見）

<総務省による経営戦略の策定・改定推進>

経営戦略は特別会計ごとの策定を基本とされているが、地域開発事業においては、一の特別会計で複数の施工地区を有する場合があります。将来にわたって安定的に事業を行っていくためには、施工地区毎に今後の投資需要を見込むこと及びその財源を見込むことが重要であることから、施工地区ごとに策定することが望ましいとされている。

<佐賀県産業用地造成事業の経営戦略>

佐賀県が令和3年3月に公表した経営戦略の投資・財政計画における事業完了後の繰越金(総収支)は、佐賀市大和町事業と吉野ヶ里町事業の合算値のみ開示されている。次回以降の経営戦略改定時には、事業別の収支計画・実績を開示したうえで、計画進捗状況、改善方針(企業誘致施策の強化等)、追加財源の要否等を示すことが必要と考える。それが透明性の高い、より効果的な経営基盤強化策、財政マネジメント向上策に繋がるものと考えます。

(企業立地課)

令和2年度の経営戦略公開時点では、佐賀市大和町事業と吉野ヶ里町事業の用地買収前の状態であり、施工地区毎の公開が、土地買収予定の地区に対し、誤解や混乱を招く懸念があったことから、合算値のみの開示を行った。

今回の監査意見を踏まえ、令和7年度に予定している経営戦略改定時において、事業毎の収支計画・実績の開示を行う。

④佐賀市大和町事業及び七ツ島工業団地の分譲について（監査意見）

佐賀大和インターチェンジの近くに位置する佐賀大和町事業の誘致交渉はこれから開始されるが、早期に分譲が完了し、地域への経済波及効果、雇用創出が期待される。また、佐賀県では多くの若者が県外に流出しており、流出防止が重要課題となっている。若者等の県内就職率の改善も大いに期待される。

なお、佐賀県の過去の産業用地造成事業では、伊万里港に隣接する七ツ島工業団地の分譲が進まず、造成工事費等の県債起債分に関して、一般会計から多額の資金補填がなされた実績がある。本団地は、分譲総面積1,279千㎡に対して、分譲済763千㎡、未分譲516千㎡となっている。未分譲516千㎡のうち374千㎡はリース契約により活用されているが、100円リース制度(リース料100円/㎡)という格安の誘致施策が採られている。

大和町事業と七ツ島事業は、当然、立地も周辺環境も異なるが、大和町事業は県営施設跡地の有効活用との側面もあり、立地条件を最優先とした用地造成事業ではないことは確かである。何れにしても、積極的な誘致活動により分譲が早期に完了し、地域に経済効果、雇用創出等がもたらされることを期待する。

（企業立地課）

本県では、今後成長が見込まれる分野や本県に強みや素地がある分野を中心に、高い付加価値を生み、若者の県外転出の防止や県内流入の促進につながる企業の誘致に取り組んでおり、近年、

- ・鳥栖市へのアサヒビール進出や久光製薬の研究拠点集約
- ・吉野ヶ里町には、シリコンウェハー製造大手のSUMCOが新工場建設を決定
- ・唐津市の新産業集積エリア唐津に、佐賀鉄工所が新工場建設を決定

など、各業界をリードする世界的な企業が続々と佐賀へ進出している。

大和町事業についても、既に各種広報ツール（パンフレット、ホームページ）で分譲予定時期を示しながら紹介を行っており、今年度は、当該産業団地をPRするための広報事業も予定している。立地環境としての強みをしっかりアピールしながら、首都圏事務所、関西・中京事務所とともに企業への訪問活動を行うなど、積極的に企業誘致活動を展開し、早期分譲を行うことで、地域経済の活性化に繋げる。

地方公営事業会計―2.港湾整備事業特別会計

①重要港湾別の投資・財政計画について（監査意見）

<総務省による経営戦略の策定・改定推進>
 公営事業のうち港湾整備事業に関しては、将来に渡って安定的に事業を行うためには、港湾毎に投資需要及び財源を見込むことが重要であり、港湾毎に経営戦略を策定することが望ましいとされている。

<佐賀県港湾整備事業の経営戦略>
 佐賀県が令和5年7月に公表した港湾整備事業の経営戦略、投資・財政計画の諸係数は、全9港湾(重要港湾2港、地方港湾7港)の合算値のみ開示されている。しかし、県内の各港湾の事業形態、取扱貨物量や使用料収入の見込、投資計画は異なる。特に重要港湾の伊万里港と唐津港の収支構造は大きく異なる。計画期間10年間における収益的収支と建設改良費支出を合算した収支は、本監査で得られたデータによれば、唐津港617百万円に対して、伊万里港は▲1,022百万円であった。

<重要港湾の経営方針>
 伊万里港は、コンテナ貿易を中心とした物流港として拡大を図っており、ガントリークレーン、バンプール(空コンテナ置場)等の新規・更新投資額、補修・維持費の負担が大きい。そして、令和5年度に稼働開始となったガントリークレーン2号基11億円の設置効果等により、計画上、コンテナ貨物取扱量の増加を見込んでいる。一方、唐津港は、物流・水産に加えて、外航クルーズ船寄港など観光港の側面も含めた複合港を目指している。

<重要港湾別の投資・財政計画の必要性>
 持続的・安定的に各港湾の機能提供を図るために、経営戦略は、PDCAサイクルを通じて質を高めて、3～5年毎に改定することが求められている。次回以降の経営戦略改定時には、重要港湾別の収支計画・実績等の諸係数を開示したうえで、計画進捗状況、改善方針(使用料金改定、ポートセールス方針の見直し等)、追加財源の要否(唐津港から伊万里港への資金補填を含む)等を県民に示すことが必要と考える。

(港湾課)
 監査意見のとおり、港湾毎に投資・財政計画を示すことの意義は認識している。
 一方で、県内9港湾については、伊万里港がコンテナ物流の拠点港、唐津港は物流、観光、水産の複合的な拠点港であるなど、県内の港湾に求められる機能を分担し相互に補完しながら、運営している。各港の整備等についても、県全体の港湾機能を維持・発展させていくために、施設使用料収入など限られた財源をいかに有効活用していくかという観点で投資・財政計画を考えている。
 このため、収支計画・実績等を県港湾全体で示しているが、次回以降の改定において、主たる投資計画や財源などの概要については港湾別に記載するなどしたい。

②計画期間における一般会計繰入金について（監査意見）

<経営戦略策定・改訂マニュアル>

「経営戦略策定・改訂マニュアル」（総務省、令和4年1月改定）では、収支計画の財源に繰入金が含まれる場合は、繰入の目的、必要性及び積算根拠について明記することが求められている。

<佐賀県港湾整備事業経営戦略の繰入金>

佐賀県港湾整備事業経営戦略では、計画期間10年間において、合計1,013百万円の繰入金(一般会計補助金収入)が計画されている。繰入金は、同期間における伊万里港の合算収支▲600百万円(収益的収支と建設改良費支出を合算した収支)、県債収支▲954百万円(ガントリークレーン投資11億円の起債分等の償還)の資金不足額を賄うためのものであるが、繰入の目的、必要性は、経営戦略上は特に明記されていない。

<繰入金の目的・必要性の説明等>

次回以降の経営戦略改定時には、繰入金の目的、必要性を経営戦略上で県民に適切に開示して、その是非に関する意見を求めるべきと考える。また、繰入金の最小化を図るためには、他港湾との競争力確保等を勘案しながら、必要に応じて減免使用料金の引上げなどの検討も必要と考える。

(港湾課)

経営戦略は概ね3年から5年ごとに見直すこととしている。次回改定時に、監査意見のとおり繰入金の目的・必要性を記載し、パブコメにて意見を求めることとしたい。

地方公営事業会計—3.国民健康保険事業特別会計

①市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワーストについて（監査意見）

<総合計画2019指標の達成状況 令和4年度>
 佐賀県は、市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後)が高く、全国47都道府県でワーストの状況が続いている。総合計画2019では、成果指標の目標として「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位(年齢調整後)のワースト脱却」を掲げたが、達成できていない。なお、令和4年度の市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後、速報値)は、47位の佐賀県は474,245円となっている(46位 鹿児島県464,020円、45位 大分県447,288円)。また、佐賀県の474,245円は、全国平均386,852円の1.23倍、全国1位茨城県339,342円の1.40倍となっている。

<第3期医療費適正化計画の進捗状況 令和5年3月>
 佐賀県の『「第3期医療費適正化計画」に係る計画の進捗状況の公表について』（令和5年3月）では、推進施策ごとに令和3年度の目標、実績、取組・課題、改善方針等が示されているが、主な推進施策の実績としては、特定健康診査実施率、メタボリックシンドローム該当者及び予備群の減少率(対平成20年度比)、HbA1c検査を受けた者のうち糖尿病有病者(同値6.5%以上)の者の割合、がん検診受診率などが、未達となっている。特に、令和元年度特定健診でHbA1c検査を受けた者のうち糖尿病有病者(同値6.5%以上)の者の割合は、9.5%を占め、全国ワーストの多さとなっている。平成30年度以降は、県は、国民健康保険の財政運営の責任主体として、安定的な財政運営や効率的な事業の確保などの事業運営において中心的な役割を担うこととなった。県は市町と連携して、改善施策の推進に注力し、早期に「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワースト」から脱却することが期待される。

<特定健康診査実施率>
 佐賀県の特定健康診査実施率は、目標は令和5年度70.0%、令和4年度66.8%、令和3年度63.6%に対して、実績は令和3年度52.2%(速報値)に止まっている。実施率の全国順位は27位(令和2年度)であり、市町国保においては、働き盛りの40～50代の実施率が低いことなどが課題として認識されている。また、市町国保別では、佐賀市、唐津市、大町町の実施率が低いとのデータも示されている。当該課題の解消に向けた施策に注力し、特定健康診査実施率の目標が達成されることが期待される。

(国民健康保険課)
 令和5年度に第3期医療費適正化計画に係る計画の進捗状況の調査及び分析を行い、その結果を踏まえ、令和6年3月に第4期医療費適正化計画(令和6年度～令和11年度)を策定。「県民の健康の保持の推進」と「医療の効率的な提供の推進」に関する目標を定めるとともに、目標の達成を通じて、その成果として医療費の伸びの適正化を図ることを目指して取り組んでいるところ。
 第4期医療費適正化計画については、本県で医療費が高い「生活習慣病」と「高齢者の骨折」に焦点を当て、特に県民の方に取り組んでいただきたい項目として「特定健康診査・特定保健指導の実施率の向上」と「歩くライフスタイルの推進」を重点項目として位置づけ、県民の方にも医療費の適正化に取り組んでもらえるようわかりやすく整理し、各種目標の達成を目指している。
 また、本県の特定健診実施率は、令和3年度の52.9%から令和5年度(速報値)は57.2%と4.3ポイント上昇しているがまだ目標を達成できておらず、引き続き実施率向上に取り組んでいく。
 そのうち、市町国民健康保険の特定健診実施率の目標達成については、令和5年度は働き盛りの40～50代をターゲットに、令和6年度は受診しやすい環境づくりをテーマに広報を行うとともに、医療機関との連携による実施率向上を目指した事業を市町と連携し実施しているところ。
 以上の取組を通じ、本県の医療費の適正化を図っていく。

②県民の認知度アップに向けた施策について（監査意見）

市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワーストから脱却に向けた施策の推進に当たっては、まずは県民一人ひとりの意識啓発も重要と思われるが、佐賀県の国民健康保険事業の実情に関する認知度が現状では低い様に思われる。「市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワーストから脱却」というスローガンは、それなりのインパクトを持って各県民に認知され易いものと考えられるが、現実の認知度はそうではない様に思われる。今後は、県民の意識啓発に向けて広報等施策の強化も必要と考える。

（国民健康保険課）

市町国保の一人当たり医療費水準を下げていくためには、県民の皆さんに医療費適正化や保健事業の実情や必要性をしっかりと伝え、一人ひとりの行動変容につながる広報等を行っていくことが重要だと考えている。

そこで、第4期医療費適正化計画で特に県民の方に取り組んでいただきたい重点項目や医療費や保健事業の実情を記載したリーフレットを配布することとした。

そのほか、テレビCMやSNS等を活用し様々な年齢の方に、保健事業の取組等の広報に取り組んだ。

③医療費適正化計画上の適正化効果額について（監査意見）

令和4年度の市町国保の一人当り医療費水準(年齢調整後、速報値)は、47位の佐賀県は474,245円となっている(46位 鹿児島県464,020円、45位 大分県447,288円)。当該年度数値に基づき試算したワースト脱却のために要する削減額は、▲10,225円(=鹿児島県-佐賀県)となり、2.2%程の削減が必要となる。一方、佐賀県医療費適正化計画(第3期、平成30年度～令和5年度)における施策目標値を達成した場合には、適正化を図らなかった場合と比べて令和5年度において適正化効果額(医療費削減額)は30億円と推計されている。適正化前3,623億円、適正化後3,593億円であり、削減率は0.8%程となっている。

市町国保の一人当り医療費水準は、各都道府県の人口、年齢構成等の推移の影響も受けることや、適正化効果額は全医療保険を対象にしていることから、単純比較はできないが、上記に基づく簡易的な比較によれば、令和5年度単年度における適正化による削減率0.8%の水準では、ワーストからの脱却に必要な削減率2.2%の達成が容易ではない。

今後は、県民全体の医療費を対象とした医療費適正化計画が適宜見直される中で、市町国保の一人当り医療費水準の全国順位ワーストからの脱却も達成されることが望まれる。

（国民健康保険課）

第4期の佐賀県医療費適正化計画（令和6年度～令和11年度）においては、計画に記載している施策目標を達成した場合の全医療保険を対象とした令和11年度における適正化効果額は57億円と推計しており、削減率は1.4%（適正化前3,957億円、適正化後3,900億円）と、前回の第3期計画の0.8%に比べ削減効果率は0.6ポイント増えているところ。

また、第4期計画からは、制度区分別にも試算することとなっており、市町国民健康保険については、適正化前766億円、適正化後755億円と推計し、削減率は1.4%となっている。

上記削減率と、ご指摘の医療費水準1位を脱却する為に必要とされる削減率2.2%を単純比較した場合、まだ0.8ポイント足りていないことになるが、当該適正化効果額については、国の推計ツールを用いて算出するため、一部の事業のみが対象となり、また一定の条件に基づいて算出した仮定の数値であり、実際の医療費の削減額を反映したものとは言い難いものである。

そこで、まずは、計画に掲げている取組や目標を達成することを第一に進め、医療費の適正化を図っていく。

監査結果及び意見	措置の内容
地方公社－1.佐賀県道路公社	
①消費税納付額の道路別負担額について（監査結果）	
<p>道路公社の令和4年度税務申告における消費税年間納税額は75,293千円である。道路公社は、税込処理を採用するため、納税額の道路別負担額を別途計算する必要があるが、道路別負担額は道路別課税売上高のみを基準値として計算されている(簡便的な方法)。</p> <p>なお、消費税に係る会計方針は、一般的には税抜処理の方が合理的とされている。そして、税込処理を採用する場合に、各部門利益値を税抜処理による利益値と同じにするためには、各道路の課税売上高と課税仕入額の差額値を基準として納付額を配分することが必要となる。</p> <p>道路公社における道路別損益計算の重要性からすれば、簡便法の採用は妥当ではないと考えられる。なぜなら、道路別損益計算は、各道路の償還準備金繰入額に影響を与え、最終的には各道路の無料開放時期を決定するからである。</p> <p>特に佐賀県道路公社の様に道路別損益状況が大きく異なる場合は、消費税の道路別負担額の計算方法選定は、更に重要性が増すことになる。道路別の消費税負担額、償還準備金の再計算を行うべきものとする。</p>	<p>(道路公社)</p> <p>道路別の消費税負担額の具体的な計算方法に関する法令や国からの基準や指導等はなく、簡便な方法としていたが、「道路別の収支差額を基準とするのが合理的」との監査結果に沿って、道路別の消費税負担額を再計算し、令和6年度決算で修正することとしている。</p>
②有形固定資産の減価償却不足（監査結果）	
<p>厳木多久道路の公衆便所(上り、下り)は、計上科目相違が発覚した平成14年に、道路勘定(非減価償却資産)から建物勘定(減価償却資産)に修正計上しているが、過年度分について償却不足額4,794千円があった。減価償却費の追加計上が必要と考える。</p>	<p>(道路公社)</p> <p>令和5年度決算において減価償却費を追加計上した。</p>
③出資金償還資金の大幅不足(約75億円)について（監査意見）	
<p><償還資金不足額の県民及び県議会への情報開示></p> <p>本監査上の試算結果によれば、佐賀県からの出資金7,490百万円のうち7,481百万円が償還不能となる見込みである。また、償還不能額のうち7,031百万円は、厳木多久道路の資金不足に起因するものであり、当該道路が無料化(令和8年7月)まで3年を切っている状況を考慮すると、償還不能により佐賀県の財政に重要な影響を与えることが、ほぼ確定的な状況となっている。</p> <p>佐賀県は、道路公社と協議のうえ、県民及び県議会に対して、早期に償還不能に係る情報を開示し、交通量計画が大幅未達成となった要因も含めて、適切な説明を行うことが必要と考える。</p> <p>なお、有料道路は、料金徴収期間内の推定交通量等に基づき、建設費(借入金及び出資金)の全額を償還し得る様に通行料金が定められており、また、鳥栖筑紫野道路や二丈浜玉道路の様に実際に建設費を全額償還した道路もある。通行料金設定の仕組み、出資金返還有無による佐賀県財政への影響を考慮すれば、当然のことながら、出資金全額の償還が求められる事業である。</p> <p><収支計画の下振れリスク></p> <p>佐賀県からの出資金7,490百万円は、償還不能額7,481百万円、償還可能額9百万円と見込まれた。これは、残年数約7年の三瀬トンネル、残年数約13年の東脊振トンネルの最終償還率が100%と仮定した場合の出資金償還額であるが、交通量下振れや想定外の災害復旧費等が発生すれば、償還不能額が佐賀県からの出資金のみでは収まらず、佐賀県からの借入金450百万円、佐賀県が債務保証している国からの借入金930百万円にも及ぶこととなる。今後は、収支計画を随時見直して、佐賀県からの借入金の免除、佐賀県から国への債務保証履行(佐賀県の追加資金負担)の可能性についても留意が必要である。</p>	<p>(道路課)</p> <p>これまでにも県議会に対しては、必要な際に道路公社の経営状況について説明を行ってきたところであるが、厳木バイパスの牧瀬ICの形状変更という当時の政策判断など情勢の変化により、道路公社の収支に計画との差が生じていること等、現在の経営状況と収支見通について、令和6年2月議会において報告を行った。</p> <p>令和8年度の厳木多久道路の無料化時点で同道路の出資金の全額償還は厳しい状況である一方、有料道路事業に取り組んだことで、早期に事業効果が発現し、無料開放された道路は県の道路資産となっている。出資金は本来償還されることが望ましいが、通常の公共事業で必要となる県の負担金や長い事業期間を踏まえると、償還されなかったとしてもやむを得ないものと考えている。</p> <p>将来的な収支見込みは、社会情勢の変化や災害等によって変動するため、県としても経営状況について引き続き注視し必要な助言等を行っていくとともに、議会に対し、今後も適切に説明していく。</p>
	<p>(道路公社)</p> <p>県に確認のうえ、必要な対応をしていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
地方公社—1.佐賀県道路公社	
④ 厳木多久道路の収支計画の大幅未達について（監査意見）	
<p>厳木多久道路の収支に関して、計画と実績が大幅に乖離した要因としては、牧瀬インターチェンジのフルインター化の影響が大きいものと考えられる。フルインター化により、厳木多久道路内の料金徴収所を通らない車両が大幅に増加した(並走する一般道を通行する車両が増加)。</p> <p>道路間資金補填前の厳木多久道路の単収収支による償還資金不足額は9,532百万円にも及ぶものと見込まれており、不足額を抑えるために、佐賀県は、牧瀬インターチェンジのフルインター化回避に向けた働きかけを国に対して行うことが出来なかったものか疑問が残る。無料化まで3年を切った現時点で議論しても収支改善効果は見込めないが、多額の不足額発生に対する県民への説明責任を果たすために、その要因に関する検証は十分になされるべきものとする。検証の結果を県民に対して、適切に開示すべきものとする。</p>	<p>(道路課)</p> <p>厳木多久道路の収支実績が計画から大幅に乖離した要因は、厳木バイパスの牧瀬ICの形状変更という当時の政策判断など情勢の変化によるものである。県はこれまで県議会に対し、道路公社の経営状況、厳木多久道路の実績交通量が計画の約3割である理由等を説明しており、今後も適切に説明していく。</p> <p>(道路公社)</p> <p>県に確認のうえ、必要な対応をしていきたい。</p>
⑤ 福岡市への出資金償還資金2,400百万円の確保について（監査意見）	
<p>福岡市から道路公社への出資金2,400百万円については、三瀬トンネルが無料化される令和12年2月に福岡市に償還する必要がある。三瀬トンネルの単収収支としては、出資金は全額償還可能と想定される水準で推移しているが、令和4年度末時点で道路間貸付金として、厳木多久道路に対して1,562百万円を貸付けているため、令和12年2月時点においても道路間貸付金とほぼ同額が三瀬トンネルにおいて不足する見込みとなっている。</p> <p>福岡市への出資金償還まで約6年となっており、道路公社は、公社全体の資金収支に留意しながら、福岡市への償還資金の調達方法について検討する必要がある。</p>	<p>(道路公社)</p> <p>今後も収入確保や経費節減に努め、県に相談しながら対応していきたい。</p>
⑥ 道路管理業務の委託契約について（監査意見）	
<p>委託業務が適切に履行されるためのインフラ作りも重要である。例えば、工事請負契約については、佐賀県建設工事請負契約約款上、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、請負代金額の変更が可能となっているため（以下、「スライド条項」という）、最低賃金価格の改定に応じて弾力的に請負代金額の変更が可能となっている。スライド条項のような規定を道路管理業務にも応用することで、受託業者の収益性が安定し、優秀な人材を幅広く採用することが可能となり、結果として委託業務の有効性を担保することに繋がると考えられる。そのため、現在の急激なインフレ社会に配慮した規定等の見直しを検討頂きたいと考える。</p>	<p>(道路公社)</p> <p>次期契約（令和6年度～令和8年度）に係る入札（令和5年12月）からスライド条項を適用した。</p>
⑦ 実績報告書等の検証・確認について（監査意見）	
<p>料金徴収等業務仕様書上の年間作業計画数量が変更になっているにもかかわらず、実績報告書上の計画数量が変更されていなかったため、計画と実績の比較が正確に実施されていなかった。仕様書と実績報告書の内容を適時確認し、当初想定作業数量と実績の比較等を適正に行うべきである。</p>	<p>(道路公社)</p> <p>全道路の実績報告書を確認し、必要な訂正を行った。今後は計画数量と実績の比較等を確実に実施していくこととしたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
地方公社一 2.佐賀県土地開発公社	
①佐賀県土地開発公社の事業方針（公社解散及び清算を含む）について（監査意見）	
<p>土地開発公社のあっせん等業務を担当する用地課職員2名のうち1名(再雇用終了期限は令和8年度末)が退職して1名体制となれば、佐賀県担当課としては、監査意見②に記載の通り、あっせん等業務委託を継続できないとの認識を示している。そして、そもそも土地開発公社の本来の役割は終わっている状況であり、また、監査意見③に記載の通り、過去の土地開発事業により蓄積された多額の資金は佐賀県に早期に償還されて、県の事業にて有効活用されるべきと考えられるため、業務受託不可となれば公社を解散及び清算すべきの方針になるものと考えられる。</p> <p>土地開発公社としては、諸要素を考慮する必要がある、現時点で具体的な事業方針を決めることは困難である、との回答であったが、出資者として土地開発公社の存続方針決定権を有する佐賀県は、令和8年度末に業務受託が終了することも想定して、公社自体の解散も含めて、早期に事業方針を確定する必要があると考える。</p>	<p>(土地利活用課)</p> <p>土地開発公社の事業方針については、他都道府県の先行事例等を参考にしつつ、解散も含めて土地開発公社と協議していきたい。</p> <p>(土地開発公社)</p> <p>今後、県と協議していきたい。</p>
②用地補償技術者の体制について（監査意見）	
<p><業務委託契約における特記事項></p> <p>佐賀県から公社への用地補償業務委託契約の特記事項では、2名の補償技術者(うち1名を管理技術者)を条件としているため、佐賀県担当課としては、1名体制となれば用地補償業務委託の継続はできないとの認識を示している。</p> <p><労働者派遣法></p> <p>労働者派遣法の観点では、1名体制となった場合に確実に同法に抵触することになる訳ではないと思われるが、抵触すれば業務受託が不可となる。厚生労働省が策定した「労働者派遣・請負を適正に行うためのガイド」等の趣旨を踏まえて、労働者派遣法の論点にも留意が必要と考える。</p>	<p>(土地利活用課)</p> <p>1名体制となれば、用地補償業務委託の継続はできないと認識しており、土地開発公社の事業方針については、解散も含めて土地開発公社と協議していきたい。</p> <p>(土地開発公社)</p> <p>今後、県と協議していきたい。</p>

③公社から佐賀県への債券現物分配について（監査意見）

<債券満期償還前に公社解散が必要となる可能性>

土地開発公社の令和5年3月末決算の資金残高は、現金預金1,071百万円、投資有価証券598百万円、計1,669百万円であったが、市場金利が上昇傾向となったために、4月以降に債券運用を拡大し、令和5年8月末現在の投資有価証券残高は、1,382百万円となった。債券の満期償還日は、令和5年3月末残高の598百万円は令和13年6月～令和14年2月であり、令和5年4月以降の追加取得分784百万円は令和11年4月～令和12年3月であった。

一方、監査意見①に記載の通り、公社の解散時期は早ければ令和9年3月あたりになると考えられる。公社解散となれば、出資者である佐賀県に対して残余財産を全て分配することが必要になるが、債券の満期償還時期は令和11年4月以降に到来するため、佐賀県への残余財産分配は、債券の現物により行うことが必要となることも考えられる。なぜなら、債券取得時よりも更に市場金利が上昇している場合は、債券の時価が取得価額よりも低くなる可能性もあるため、満期前売却を行えば資産価値が取得価額よりも目減りするためである。

<佐賀県への債券現物分配の可否>

公社としては、近年においても現物分配について差支えないことを口頭で佐賀県に確認を行ったとのことであったが、10年程前の議事メモでは、部署によっては差支えありと読める意見も記載されており、公社の解散時期に重要な影響が出ない様にするために、本監査を機に改めて正式な回答を得ておく必要があると考える。

（土地活用課）

仮に土地開発公社が保有する債権の満期前に当該公社が解散した場合、債券現物での佐賀県への分配は可能であり、債券の売却損を避けるため債券での受け入れを検討していきたい。満期時期が当該公社の今後の事業方針に影響することはないと考えている。

（土地開発公社）

県の了解を得ており、さらに決算資料等でも報告していることから、現時点では、更なる対応は要しないと考えるが、今後とも、状況に応じて必要な対応をしていきたい。

④ 会社間の人件費負担割合（監査意見）

道路公社と土地開発公社の人件費負担割合は、原則的に各役職員の業務従事割合により決定されており、専務理事と事務局長の人件費負担割合は、令和2年度までは50%ずつであったが、令和3年度より道路公社67%、土地開発公社33%に変更されている。変更後の割合は、諸資料作成及び確認等に関して集計した業務量割合等をベースに決定されている。

一方、令和4年度決算では、売上高比は道路97.9%、土地開発2.1%、費用比は道路95.4%、土地開発4.6%であった。土地開発公社の事業は県からの受託事業(用地課職員2名が土木事務所に常駐し、県職員と連携しながら公共用地あっせん等業務に従事)のみであり、一方、道路公社の事業は直営として多岐に及んでいる状況を考慮すると、管理職者としての経営判断等に関する検討時間数なども含めた実態として全業務量は、売上高、費用の比率と大きく乖離したものではないと推測される。

両公社の事業規模や実施事業の対外的責任の有無などを十分に考慮したうえで、人件費負担割合を再検討することが必要と考える。

なお、佐賀県道路公社は大幅に償還資金が不足する見込みであるため、仮に、土地開発公社に関して、公社存続期間の長期化を図る、人件費等を実態よりも多く負担させる、などを行えば、道路公社の収支が幾分かは改善することになる。もちろん、この様なことが直接的に意図されて運営されていることは無いと思われるが、何れにしても、土地開発公社単独としての合理的な経営判断の基に事業運営がなされることが必要と考える。

(土地開発公社)

令和3年度に客観的な数値（決裁件数(土地24.5%)や職員数(37.5%))を基に見直している。見直しから大きな状況変化もなく、間もないことから、直ちに変更が必要とは考えていないが、今後とも、状況に応じて検討していきたい。

⑤ 会社間出向者の退職金負担について（監査意見）

土地開発公社から道路公社への出向者が存在するが、両会社間では、出向元である土地開発公社が出向期間分も含めて退職金全額を負担する方針となっている。これは、佐賀県の取扱い(出向期間に応じた退職金の費用負担を出向先に求めない)に準拠したものとのことであった。しかし、佐賀県の取扱いは、基本的には、長期的又は永続的な出向ではなく、短期的又は一定期間限定の出向を想定しているものと考えられる。

土地開発公社は、その本来の役割は終えており、今後は事業縮小又は一定期間内に清算されることも見込まれる。そうであれば、土地開発公社から道路公社への出向者は、永続的に出向し、もし土地開発公社が清算されることとなれば、土地開発公社から道路公社に転籍する可能性が高いものと考えられる。従って、佐賀県の取扱いを適用する前提とは異なっており、当該出向者の出向期間に対応する退職金相当額は、一般的なルールに則り道路公社が負担する方が合理的であると考えられる。

(土地開発公社)

県の派遣職員に係る取扱い（派遣は戻ることを前提にしており、派遣期間も短期であることから派遣先に退職手当の費用負担を求めない。）に準じていたが、他県公社の状況や監査意見を踏まえて、令和6年度から両公社間の負担対象経費に加えることとした。

監査結果及び意見	措置の内容								
出資団体ー1.公益社団法人佐賀県農業公社									
①農地中間管理事業における手数料徴収の検討について（監査意見）									
<p>佐賀県の農地面積約5万haのうち、「農業経営基盤強化促進法」に基づく農地の利用権設定状況（令和3年度末）は、以下の通りであるが、制度改正により、今後は当法人の農地中間管理事業に一本化されることとなっている。</p> <table border="0"> <tr> <td>利用権設定全体</td> <td>19,871ha</td> </tr> <tr> <td>（うち当法人の農地中間管理事業</td> <td>5,171ha）</td> </tr> <tr> <td>（うちJA農地利用集積円滑化事業</td> <td>1,335ha）</td> </tr> <tr> <td>（うち市町相対分</td> <td>13,365ha）</td> </tr> </table> <p>これにより、現在、JA円滑化事業及び市町相対で行われている農地の利用権設定面積およそ14,500ha分ほどの契約を今後法人が取り扱うようになる見込みである。これは現在法人が管理しているストック面積の3倍近い面積であり、法人の農地中間管理事業の業務量が大幅に増加する。そのため、職員の増員やシステムの改修等により想定される業務量に対応できる体制を整えていく必要がある。</p> <p>しかし、農地中間管理事業単体での実質赤字が続いている状態であり、自助努力だけでの必要資金の捻出にも限度があるものと考えられる。そのような厳しい環境の中でも当該事業を継続していくためには、自主的な財源確保のひとつとして、農地の出し手・受け手の双方から手数料を徴収することも検討する必要があるのではないか（現在は受け手からのみ徴収）。また、手数料徴収の先行事例調査研究、新体制への準備期間や課題の解決に要する時間等を踏まえると、なるべく早期に手数料徴収の検討に着手することが望ましいと考える。</p>	利用権設定全体	19,871ha	（うち当法人の農地中間管理事業	5,171ha）	（うちJA農地利用集積円滑化事業	1,335ha）	（うち市町相対分	13,365ha）	<p>（農業公社）</p> <p>農業公社理事会の中で、補助金収入の見込みや業務量の増加に伴う事業費の増加などを総合的に協議し、令和7年4月以降に新たに県の公告により利用権設定する案件から、原則賃料の1%を受け手・出し手双方から手数料として徴収することを決定している。</p>
利用権設定全体	19,871ha								
（うち当法人の農地中間管理事業	5,171ha）								
（うちJA農地利用集積円滑化事業	1,335ha）								
（うち市町相対分	13,365ha）								
②農地中間管理事業における賃借料回収業務の削減について（監査意見）									
<p>地域計画が策定された以降には市町相対で行われていた農地の賃借借が当法人の農地中間管理事業に一本化されることになっており、追加の回収業務の増大は避けられないものと考えられる。そこで、徴収率の向上により追加回収業務量の削減を目指すことのみならず、そもそも当初の引落し対象件数を減らす方向の対策（一括徴収による手数料減免等）をあわせて取る等、様々な視点から未徴収未然防止策を検討されてはどうか。</p>	<p>（農業公社）</p> <p>受け手・出し手間の賃料の受払については、受け手から手数料を加算して引き落としした賃料を出し手に手数料を差し引いて振り込むことになっており、他に財源等はないことから、数年分の一括徴収の賃料割引は、現時点では難しいと考えている。このような中、利用者の意見なども聞きながら、適切な未徴収未然防止策について検討していきたい。</p>								
③法人会計に計上されている経費について（監査意見）									
<p>各事業へ賦課・配賦することが合理的な費用については、法人会計から各事業への配賦を行うことで、各事業の収支状況が実態に即したものとなるようにする必要がある。これにより、法人会計の費用が少なくなるので、農地売買等事業から同額配賦する収益も少なくなり、農地売買等事業の収支は改善が見込まれる。一方、農地中間管理事業、園芸団地事業及び就農支援事業の収支はマイナスないしマイナス幅の増加となることが想定される。</p>	<p>（農業公社）</p> <p>令和5年度当初予算の編成段階から、各事業ごとに事務費の配分を見直しており、令和6年度当初予算編成においても、より実態に即した事務費、人件費の配分となるよう見直しを行っている。</p> <p>引き続き、次年度以降においても実態に即した配分となるよう検討してまいりたい。</p>								

④農地集積・集約化の更なる推進について（監査意見）

<法人化推進による集積率の安定化>

直近5年間では、担い手への集積率が低下傾向となっている。これは、主に任意組織形態の集落営農組織の耕地面積が減少しているためと考えられる。佐賀県内の集落営農組織数405（令和4年12月末現在）のうち任意組織が315(77%)を占めており、法人組織は90に留まっている。任意組織は、組織構成員の高齢化等により事業承継が為されないまま解散や耕作地縮減に至るケースも多い。佐賀県と公社は、市町等と連携し、任意組織の法人化を推進し、集積率の安定化を図る必要があると考える。

なお、集落営農組織数に占める任意組織数の割合(令和4年12月末)でみた場合、佐賀県全体77%に対して、武雄市91%、みやき町92%、小城市95%と高い水準になっており、当該地域の法人化促進は、今後の重要課題と考えられる。

<農地中間管理事業の推進に関する基本方針>

佐賀県が策定した「佐賀県農地中間管理事業の推進に関する基本方針」（令和5年6月最終改正）では、担い手への集積率は、平成30年度実績71%に対して、目標としては、令和5年度80%、以降は令和10年度に掛けて80%を維持することを掲げていたが、令和4年度実績では70%に留まっている。

佐賀県の集積率は全国的にはトップレベルではあるが、農業大国として基本方針の目標値を達成するためには、佐賀県と公社は、利用権設定が農地中間管理事業に一本化される中で、各市町等との連携を強化し、改めて諸施策の推進状況を検証して必要な改善措置を講じることが必要と考える。

（農業経営課）

<法人化推進による集積率の安定化>

県では農業団体等と連携し、法人化の意義や法人化等に活用できる補助事業の周知等を行い、任意組織の法人化を推進している。

集落営農組織の法人化については、法人化後のビジョンを描けていない組織が多いことから、まずは、今後の地域農業の在り方などを明確化する「地域計画」の話し合いを契機として、地域ビジョンを描き、県全体で法人化が図られるよう進めていく。

<農地中間管理事業の推進に関する基本方針>

本県における担い手への農地集積率を更に向上させるには、担い手の減少や高齢化が顕著な中山間地域の集積率を向上させることが必要である。そのため、県では市町等と連携し「未来につながるさがが中山間プロジェクト」や、トレーニングファームをはじめとする新規就農者確保対策などを講じて、中山間地域の農地集積を図っている。

また、各市町は、令和6年度中に地域農業の将来像を描く「地域計画」を新たに策定する必要がある、その中で、担い手への農地集積も含む農地の効率的な利用について話し合いが行われている。県では、このような取組を通して、市町等と連携し、担い手不在の農地を新規就農者や企業・法人等に貸し付けるなどして更なる集積率の向上を図っている。

（農業公社）

佐賀県の農地の担い手への集積率を全国トップレベルに引き上げている要素は主にこれまでに平野部での集落営農組織・集落営農法人や、個別大規模経営体などの安定した経営体への集積が進んだことで、地域によっては90%以上の集積が進んでおり、これ以上の増加は非常に厳しい状況にある。一方で中山間地域においては、圃場が狭小で未整備な農地が多く担い手が少ないことなどから、これまで農地の集積が遅れていたところである。この中山間地域について、関係機関と連携しながら、集落営農組織など担い手の育成を図るとともに、地域の実情に応じたゾーニングを推進し、必要に応じて基盤整備事業の実施なども併せて、農地の利用集積・集約を進めていくこととしたい。

⑤空港代替農地（合理化事業用地）について（監査意見）

農業公社の決算書には、保有資産として合理化事業用地663百万円、借入金として特別事業資金借替借入金663百万円が、平成5年度より長期に渡って固定化された状態で計上されている。これは、当時、佐賀空港建設予定地であった農地の保有者に対して、その代替農地として空港近隣地を提供するために、佐賀県から公社への協力依頼に基づき、空港建設に先立って公社が平成5年頃に総額1,220百万円を佐賀県から借り入れて土地を取得したものである。取得後に公社は代替農地提供を進めたが、代替地需要がなかった663百万円が現在に至るまで約30年間残っている状況である。

本件土地は、もともと佐賀県からの協力依頼により短期的プロジェクトとして取得したものであり、公社本来の事業ではない。公社は県と協議し、当該土地の処分を早期に進める必要があると考える。

また、一般的な会計方針に従えば、土地の時価が著しく下落している状況に該当するため、本来は、強制評価減を行い決算書で評価損を計上する必要があるが、損失は県が補填することになっており、売却時には売却損と補填収益の双方の計上が見込まれるため、県側の損失発生は別として、公社側は、現状の会計処理でも問題はないものとする。但し、決算書の注記事項において、土地の含み損額▲545百万円、覚書における損失補填条項の存在などを記載して、市町等の各出資者に対して適切な情報開示を行うことが必要と考える。

（農業経営課）

当該土地の処分については、現在、滑走路延長に向けた手続きを実施しており、代替農地は滑走路延長事業での活用を考えているため引き続き保有する。

（農業公社）

令和6年開催の総会において、令和5年度決算書「財務諸表に対する注記」に「その他公益法人の資産、負債及び正味財産の状態並びに正味財産増減の状況を明らかにするために必要な事項合理化事業用地として663,317,550円を計上している空港代替地は、買入当時から地価の下落により含み損が約▲561百万円に拡大しているが、『農地価格の下落等によって売渡しが困難になったときは、それによって発生する公社の損失は佐賀県が補填する』損失補填条項の覚書があるため評価損計上は行っていない。」

と注記し市町等の各出資者に情報を開示し、以後開催の総会においても同様の開示を行うこととしている。

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体ー 2.一般財団法人嘉瀬川水辺環境整備センター	
①ゴルフ場敷地の本登記未了の土地について（監査結果）	
<p>当法人が購入したゴルフ場敷地について、農地転用許可を条件とした所有権移転仮登記がなされたまま、現在に至るまで本登記がなされていない土地が多数存在する。</p> <p>当該土地48,003㎡は、右岸の土地で、そのうちの43,003㎡は公益目的支出計画に従い令和6年～7年頃に国への特定寄附実施を予定しているが、本登記未了の現状では寄附を行うことができない。</p> <p>現在では、時間の経過とともに相続等により関係者が数百人規模に増加していることが想定され、多額の費用が必要となるなど、より困難な事態となっている。令和3年度に借入金は完済しており、今後は災害支援金の発生が生じなければ資金的な余力が発生する見込みであることから、法人は、速やかに本登記の手続きを進める必要がある。</p>	<p>（嘉瀬川水辺環境整備センター）</p> <p>本登記がなされていない土地が存在しており、速やかな手続きが必要であることは認識している。</p> <p>対象の土地数が78筆と多く、購入から30年以上が経過し、関係者の数も多数存在することから、解消には相応の費用と時間が必要である。</p> <p>今後の状況（大雨や災害復旧の程度など）にもよるが、速やかに特定寄付が実施できるよう、優先順位をつけるなどして、一部つつでも本登記の手続きを進めていきたい。</p> <p>なお、本登記手続きの完了に向け、手続きを法務局に相談するなど、関係機関と必要な手続きや書類等について確認する作業を始めたところ。</p>
②法人事業の継続可否について（監査意見）	
<p>嘉瀬川リバーサイドゴルフ場は、令和元年度から令和5年度において、3度の大雨災害、ゴルフ場復旧費負担が生じている。復旧費は、令和元年8月被災時2,600千円(クローズ日数600日、国土交通省による橋工事等により長期化)、令和3年8月被災時6,891千円(同45日)、令和5年6月被災時8,393千円(同32日)、計17,884千円に及んでいる。また、令和元年8月豪雨災害を受けて、従来よりも低い橋が架けられたため、橋が冠水し右岸・左岸間の移動が出来ずにクローズとなる日数が増加している。</p> <p>今後の大雨リスク、復旧費負担リスクを考慮すると、将来に渡っての通算合算損益(当法人損益と受託者損益を合算した損益)が大幅にマイナスになることも考えられ、河川敷ゴルフ場運営、水辺環境整備事業の継続が困難になり、結果的に、事業廃止との経営判断を迫られる事態も生じ得るものと思われる。</p> <p>このような状況に対して、法人と受託者は協調の上、年間利用者の増加、災害時のゴルフ場閉鎖期間の短縮、復旧費の圧縮等を図り、一定頻度の災害発生があっても安定的な経営ができる体制を目指し、また、今後はゴルフ場損益予測を作成する方針とのことであった。法人と受託者は協議のうえ、利用者数増加等の施策を早急に検討したうえで、損益改善計画を策定・実行し、事業継続可能な経営体制を確保する必要がある。</p> <p>一方で、利用者数増加計画の未達成、想定頻度を上回る復旧費負担、橋冠水頻度増加によるクローズ日数の増加等が発生し、合算累積損失の拡大が見込まれることとなった場合には、当法人・受託者ゴルフ部門の何れも資金不足になることが見込まれ、事業廃止の検討が必要になると考える。</p>	<p>（嘉瀬川水辺環境整備センター）</p> <p>事業継続可能な経営体制確保に向け、法人・受託者のいずれも資金不足にならないように配慮しながら、受託者と損益改善と利用者増加に向けて協議を行っているところ。</p>

③土地登記費用に関する引当金の計上について（監査意見）	
<p>監査結果①に記載の通り、法人が土地の本登記を進めるにあたっては多額の費用が必要となるため、会計上、引当金の計上を検討する必要がある。合理的な金額見積りが難しい等、引当金計上が妥当でない場合でも、少なくとも、財務諸表に当該状況が存在する旨の注記を行うことが必要である。</p>	<p>（嘉瀬川水辺環境整備センター）</p> <p>土地登記費用については、費用を要することから、その資金確保は課題と認識している。</p> <p>土地登記費用の会計上の整理は必要と認識しており、ご意見のとおり、会計上の引当金の計上等について、会計の専門家とも相談しながら、検討していく。</p>
④委託業者からの納付金額について（監査意見）	
<p>施設賃借料は、契約上は年間11,000千円であるが、当該金額は明確な積算等に基づくものではない。また、令和元年8月豪雨災害以降は、協議により年間7,700千円に減免されている。現状は、法人と委託業者との協議で減免する額を決定しているが、今後は、協議であったとしても、クローズ期間や、想定される入場者数等実態に即した金額を算定し、合理的な根拠をもって取り決めることが望ましい。さらに、ゴルフ場運営の継続性を重視する場合、委託業者にとっては、契約通りの11,000千円の賃料では事業の黒字化は難しい可能性もあると考えられるため、根本的に契約金額の変更も行うことも検討する必要があると考える。合理的で明確な賃料を設定することで、受託業者の経営努力を促すことにもつながるのではないかと考える。</p>	<p>（嘉瀬川水辺環境整備センター）</p> <p>措置の内容②に記載のとおり、受託者と損益改善と利用者増加に向け協議を行うにあたり、適切な契約金額についても調整を行っているところ。</p>
⑤災害支援金の積立について（監査意見）	
<p>嘉瀬川リバーサイドゴルフ場管理運営業務仕様書の規定により、法人は令和3年度の災害発生の際に2,000,000円の災害支援金を委託業者へ支出している。この災害支援金について、将来の支払に備えて積立を行うなど、資金準備を行うことが望ましい。</p>	<p>（嘉瀬川水辺環境整備センター）</p> <p>災害支援金の適切な資金準備につき、税理士等とも相談しながら検討していきたい。</p>
⑥公益目的支出計画の見直しについて（監査意見）	
<p>当法人は、当初540百万円の公益目的財産額があると認定されている。また、「公益目的事業」としてゴルフ教室開催等スポーツ・レクリエーション事業への支出等、「特定寄附」として土地等の寄附、「継続事業」として環境整備（草刈り等）の認定を受けている。</p> <p>この点、先の意見に記載した通り、法人には、登記の問題があり、特定寄附のためには、多額の本登記費用が発生する可能性が高く、この費用を公益目的支出計画に見込む必要があるのではないかと考える。公益目的支出計画は法人の自主的な判断によるものであるが、法人は、このような観点から、「公益目的支出計画」の見直しを検討することは有意義であると考えられる。</p>	<p>（嘉瀬川水辺環境整備センター）</p> <p>所管行政庁（法務私学課）と協議し、適切に対応していく。</p>

⑦公益目的財産額及び公益目的支出計画の誤りについて（監査意見）

当法人の公益目的財産に含まれている左岸土地33,066,880円(3,080㎡)は、国所有の土地であり、国土交通省からの占有許可を得て法人が使用しているが、法人所有のものではなく、公益目的財産に算入すべきではない。また、当左岸土地も含めて、公益目的支出計画において国への特定寄附386,368,960円を行う計画とされているが、当左岸土地は国所有の土地であり、公益目的支出計画に算入すべきではない。

以上より、公益目的財産額及び公益目的支出計画の修正を行う必要がある。

（嘉瀬川水辺環境整備センター）
所管行政庁（法務私学課）と協議し、適切に対応していく。

⑧決算報告書の土地の価額及び面積について（監査意見）

当法人が平成元年度に取得した土地48,003㎡の当時の購入費は112,100,008円である。一方、当法人の現在の貸借対照表における「土地」勘定の金額は25,630,008円であり、面積については財産目録上「5,000㎡」と記載がある。金額、面積の何れも差異があるが、当該差異は、国への寄附が予定されている43,003㎡相当分の100,423,654円について「繰延資産」に計上し、償却を行ったこと等により生じている。本来、土地は償却する性質のものではなく、また、寄附予定であったとしても、それまでは法人所有の財産であるので、当時の処理が適正なものであったのかについて疑問が残る。土地の貸借対照表計上額や財産目録の記載内容を精査し、必要であれば訂正や注記などでの追加的な情報提供等を行う必要があると考える。

（嘉瀬川水辺環境整備センター）
土地の貸借対照計上額等については、公認会計士や税理士などの専門の方に話を聞くなどして、今後の対応について適切に処理していきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体ー 3.公益財団法人佐賀県スポーツ協会	
① S S P 基金造成費補助金の事業の成果について（監査意見）	
<p>県の S S P 構想に基づき当法人が設置する S S P 基金は、選手・指導者の人材育成、選手・指導者の佐賀定着・就職支援、練習環境の整備・充実に関する事業を推進することを目的とするものであるが、その成果・指標は基金事業単独としては設定されていない。基金の推進事業のうち選手・指導者の佐賀定着支援に関しては、従来の国体開催県における短期的な選手人材確保だけでなく、これらの人材がSAGA2024後も佐賀県にとどまることで佐賀県のスポーツ文化の裾野を拡大し、未来のトップアスリートの育成を行う好循環を確立するという、長期的視野に立ったこれまでにない取り組みである。S S P の全体構想の下、多額の補助金を受けて実施している法人の当基金事業については、例えば、SAGA2024終了後のスポーツメンターの佐賀県への定着率といった事業の成果目標を具体的に設定し、目標達成のための具体的で主体的な取り組みを行い、県への報告を行うことが望ましい。また、これは、SAGA2024終了後の長期的な評価である必要があると考える。</p>	<p>（S S P 推進 G）</p> <p>S S P 構想では「アスリートがスポーツで食べていける社会」「スポーツを活かしたビジネスシーンが広がる社会」の実現に向けて取り組んでいるが、アスリート個々人にフォーカスを当てると、それぞれのキャリアプラン、ライフプランがあるため、スポーツメンターの佐賀への定着率という数値目標はなじまない。</p> <p>なお、県への報告については、定期的な佐賀県スポーツ協会との連絡会議を行っており、スポーツメンターの動向把握、県内企業への就職支援等につなげている。</p>
② 加盟団体の管理・処分等について（監査意見）	
<p>過去のスポーツ協会のプレス資料によれば、平成30年に佐賀県ヨット連盟、令和元年に佐賀県ボート協会、令和4年及び令和5年に佐賀県馬術連盟に対して、それぞれ勧告処分がなされている。令和6年度に佐賀県での国民スポーツ大会開催を控えるなか、県が掲げるSSP構想のもとに、県内関係者が一丸となって国民スポーツ大会に向けて尽力している状況である。今後は、スポーツ協会として、特に加盟団体に所属する選手が犠牲になる事態が生じない様に、各団体との良好なコミュニケーション関係を確立し、支援・指導・管理を強化する必要があると考える。国民スポーツ大会が成功に終わることを期待する。</p>	<p>（スポーツ協会）</p> <p>令和2年度から団体支援課を新設し、加盟競技団体の支援・指導等の体制強化を図っているところであり、今後とも、加盟競技団体にしっかりと寄り添い、より一層連携を密にして支援・指導等を行っていく。</p>
③ 加盟団体規程に基づく報告資料について（監査意見）	
<p>加盟団体規程では、加盟団体に対して、情報開示など透明性の確保、ガバナンスの強化・充実を求めており、同規程「第7条 報告」では、毎年5月末日までにスポーツ協会に対して、当年度の事業計画書、収支予算書、前年度の事業報告、収支決算書等の報告をしなければならないと定めている。本監査で往査した10月下旬時点で、上記報告資料の提出状況を確認したところ、未提出が4団体あった。これまで加盟団体における諸問題が幾度か発生しており、同規程に定める加盟団体の義務遂行状況、組織の管理運営状況をスポーツ協会として検証するためには、上記報告資料の入手は必須である。従って、期限までの報告資料提出を徹底させる必要があると考える。</p>	<p>（スポーツ協会）</p> <p>加盟団体の事務担当職員の業務多忙等により督促しても加盟団体調査の提出が遅れるケースが散見されるが、重要な書類であり、期限までに提出されるよう、これまで以上に様々な機会を通じて調査提出の徹底を指導していく。</p>

④証券投資運用に係る資産管理運用規程について（監査意見）	
<p>証券投資運用に関しては、定期的の情報共有は行われているが、臨時報告も含めてそれを規程上も明確にしてよいのではないか。平成30年度の監査委員監査結果に対する措置報告においても「時価評価額や信用格付けの低下傾向等がみられる時は、当該債券の取扱いについて、臨時に理事会を開催し、対応を協議していく。」と記載されている。当該方針を明文化することが望ましいと考える。</p>	<p>（スポーツ協会）</p> <p>現在保有している債権については、定期的に債権の時価総額等を観察し状況の把握を行い、時価総額や信用格付けの低下傾向がみられるときは、当該債券の取扱いについて臨時の理事会を開催し、対応を協議していくこととしている。</p> <p>また、資金の運用については、理事会に報告しているところであり、規程の改正までは必要ないと考えている。</p>
⑤未使用資産の整理について（監査意見）	
<p>使われていない固定資産が放置されている場合、今後老朽化等により安全上の懸念が生じる可能性もある。明らかに使用していない資産であるならば、廃棄や競技団体への提供など、資産の整理を検討されてはどうか。</p>	<p>（スポーツ協会）</p> <p>耐用年数を過ぎ、現在利用されていない資産については、関係競技団体と協議して廃棄等の手続きを進めていく。</p>
⑥総合型地域スポーツクラブの活性化について（監査意見）	
<p>総合型地域スポーツクラブに対する支援としては、財政的な支援に限らず、クラブ運営を担う人材の発掘・育成、登録・認証制度に関する広報活動、登録クラブが交流するイベントの開催等、スポーツ協会に期待される役割の重要性が増しているといえる。今後のスポーツ協会の活躍を期待したい。また、県からもクラブ運営に関する人材育成等を財政的に支援するとともに、総合型クラブと自治体・企業等を繋ぐ法人の活動のさらなる支援が行われることを期待したい。</p>	<p>（スポーツ課）</p> <p>各クラブの意見等を確認し、クラブ運営に関する人材育成等にとって何が必要なかを把握して、必要と考えられる支援を検討してまいりたい。</p> <p>（スポーツ協会）</p> <p>令和6年度における総合型地域スポーツクラブの登録状況は27クラブのうち13クラブで、4クラブが県公認の準登録クラブ、10クラブが未登録クラブとなっている。登録率は48%で全国の32%に比べると高い状況にある。</p> <p>引き続き人材育成のための研修会やクラブ間の交流イベント、登録制度に対する広報活動等に取り組むとともに、学校部活動の地域移行の受け皿としても期待されていることから、県や市町スポーツ担当課とも連携・協働しながらクラブの支援に取り組んでいく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体ー4.公益財団法人佐賀県森林整備担い手育成基金	
①役員変更登記の失念について（監査結果）	
<p>法人は、理事長選任を決議する理事会の開催、役員変更登記を失念し、役員選任決議から約一年経過後に登記を行っている。重大な問題であり、今後は法人の内部統制を再点検したうえで、再発防止に向けた改善（チェックリストの作成、変更登記簿を添付した完了報告書作成等）が必要である。</p>	<p>（森林整備担い手育成基金） 再発防止のため、登記変更に必要な事務手続きについて、完了したチェック項目毎にリスト化して整理し常務理事が確認を行っている。</p>
②助成金の算定方法について（監査結果）	
<p>通年雇用化促進事業の助成金は、助成対象要件を満たした通年雇用者の社会保険料等の事業主負担額のうち、佐賀県内の森林整備作業への従事日数割合に応じて支給している(県外作業は助成対象外)。佐賀県内の森林整備作業への従事日数割合は、本来は、通年雇用者別に算定されるべきであるが、現状は、全通年雇用者の県内従事日数を合算して計算されていた。助成金は簡便的な方法により算定されるべきものではないと考えられ、今後は、個人別の県内従事割合に基づき助成金支給がなされるべきである。</p>	<p>（森林整備担い手育成基金） 令和6年度より個人別の県内従事割合に基づいて支給するよう改めている。</p>
③基本財産の継続的取崩しについて（監査意見）	
<p>法人は支払助成金として毎期20百万円程度を支出している。一方、収入としては受託収入、補助金収入が限られており、また低金利下における基本財産運用益のみでは賄いきれないため、法人は平成13年以降、毎期基本財産の取崩を行っている。基本金残高は、平成12年度764百万円に対して令和4年度は459百万円まで減少している。法人の試算によれば、令和19年度頃には基本金残高がゼロになることが見込まれているが、現時点では、永続的な事業活動に向けた収益による財源確保について、法人内及び100%出資者である佐賀県との間では具体的な協議が為されていない。法人事業の持続可能性の観点からは、たとえ低金利下と言え、安易に基本財産は取崩されるべきではない。法人と県は、今後の事業方針(新規事業の開始等の事業見直し等)について協議し、中長期的な事業計画を策定することなどが必要と考える。</p>	<p>（林業課） 金利が低下している中、運用益のみでは、基金としての目的の達成は困難であることから、一定程度の基金の取崩は必要と考える。 県としては「さがの林業再生プロジェクト」などと連携しながら、森林組合などの経営改善のための支援や助成事業の見直しを基金事務局とともに検討していく。</p> <p>（森林整備担い手育成基金） 当法人としては、助成事業の見直しなど中長期的な事業計画を策定し、県との協議を踏まえて、今後の基金事業のあり方について検討していく。</p>
④通年雇用化促進事業について（監査意見）	
<p>通年雇用者は、毎年減少しているが、法人は、理事会等への報告資料としては通年雇用者数推移表を作成するのみで、雇用者数の減少要因や各森林組合・各民間事業者の事業方針、雇用方針など、事業全体を総括して今後の助成事業に活用すべきと思われるような報告がなされていない。当法人事業の最重要テーマである通年雇用化の促進に向けて、適切な事業報告と討議が行われるべきものとする。</p>	<p>（森林整備担い手育成基金） 今後、各事業者への訪問やヒアリングを踏まえて、通年雇用者の状況、新規就業者の確保や雇用改善の取組などについて整理したものを、理事会等の報告資料に添付する。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体ー5.公益財団法人佐賀県国際交流協会	
①賛助会費収入の簿外処理及び財産目録の記載について（監査結果）	
<p>次年度分の賛助会費収入が発生した場合には、前受会費として計上し、貸借対照表及び財産目録に記載を行う。</p>	<p>（国際交流協会） 次年度分の賛助会費収入が発生した場合には、前受会費として計上し、貸借対照表及び財産目録に記載を行うこととした。今後は適切な事務処理に努める。</p>
②受取補助金等の表示科目について（監査結果）	
<p>佐賀県補助金が受取地方助成金、佐賀市補助金が受取民間助成金、公益財団法人日本財団助成金が日本財団助成金という科目で表示されているが、それぞれ、受取佐賀県補助金、受取地方助成金科目、受取民間助成金という科目で表示する方が、より実態を適切に表すものとする。</p>	<p>（国際交流協会） 佐賀県補助金は受取佐賀県補助金、佐賀市補助金は受取地方公共団体助成金、公益財団法人日本財団助成金は受取民間助成金の科目で表示することとした。</p>
③理事会運営規定に係る定款記載について（監査結果）	
<p>定款第38条において、実際には存在しない理事会運営規則に関する記載がある。実態に合わせて定款の条文を変更する必要がある。</p>	<p>（国際交流協会） 実態に合わせて定款を変更し、理事会運営規則に関する記載があった定款第38条を削除した。</p>
④在住外国人支援事業の業務完了届の記載について（監査意見）	
<p>業務完了届が一部、仕様書の具体的な記載に対応していない箇所がある。業務完了届は仕様書と丁寧に対応させた内容が記載されることが望ましい。</p>	<p>（多文化共生さが推進課） 仕様書に定めた業務について、一部作成物により完了確認を行ったが、今後は業務完了届は仕様書と対応する記載となるよう適切に指示することとする。</p>
	<p>（国際交流協会） 仕様書に定められた作成物の実物を提出することで業務完了届への記載を省略していた項目があったが、今後は仕様書に対応させた内容を省略せずに記載することとする。</p>
⑤決裁区分に応じた決裁印の押印について（監査意見）	
<p>現在の法人では事務局長と理事長が兼任で同一人物である。兼任であるがゆえに必要な決裁権限の意識があいまいなまま運用されていると、今後事務局長と理事長が別々の人物になった場合に適切な起案運用が行われない可能性もある。起案用紙に決裁区分を適切に記載し、理事長決裁の起案には理事長として理事長欄に押印する等、規則を遵守する姿勢を明確にした運用がよい。また、公印使用承認欄についても、公印管理者として明示的に公印使用を承認した証跡として公印使用承認欄にも押印する方が望ましい。</p>	<p>（国際交流協会） 起案用紙の決裁区分を適切に記載し、押印欄についても明確に運用を行う。また、公印使用承認欄についても公印使用を承認した証跡が明示できるよう押印することとした。今後は適切な事務処理に努める。</p>

⑥理事長や職員の外部研修講師等の実績公表について（監査意見）

法人では、理事長や職員が外部の事業で事例発表や研修講師として登壇した実績をまとめているが、パンフレットや法人ホームページ等で公表していない。

法人は医療通訳について先進的に取り組んできた実績があり、豪雨災害時の対応経験もある。また、ウクライナ避難民支援に関しても自治体と協力して活動している。このような法人の活動や法人が有する知見が一定の評価を受けている表れとして多数の研修講師等の実績があると考えられる。

法人の有意義な活動を法人ホームページやパンフレット等で公表することは、実績を見たいずれかの団体から今後の研修等の依頼に繋がる可能性もあり、法人が有する知見の共有を通じて国内在住外国人支援の広がりも期待できると考える。活動実績の定期的な公表も検討されてはどうか。

（国際交流協会）

理事長や職員の登壇実績については、パンフレット（事業報告）に記載するとともに、事業報告をホームページに公開することとした。今後も毎年度の事業報告に記載し、定期的な公表を行うこととする。

⑦外国人総合相談窓口（佐賀多文化共生センター）運営業務での相談者の流入経路の調査について（監査意見）

相談者に対してアンケート調査を行うことによって、当該窓口をどのように知ったか、相談しようと思ったきっかけ、相談時の同伴者有無や相談者属性（在留資格や国籍等）などの情報を収集することを検討されてはどうか。様々な角度からデータを集め、分析し、必要な対策を実施することにより、より充実した活動につながることを期待したい。

また、法人としても、所属組織（学校や企業等）との連携を強化し所属組織を通しての事前の情報提供や注意喚起により、そもそも相談するほど困らない状態を目指しているとのことであった。そのためにも幅広い組織と接点を持ち、賛助会員入会も含め外国人支援のネットワークを構築・強化していくことが必要と考える。

（国際交流協会）

相談対応については、一律的なアンケート調査が難しいこともあるが、それぞれの相談に対し個票を作成し、可能な範囲で相談時の同伴者の有無や属性の記載を行っている。今後はそれらのデータを活用し、充実した活動を目指したい。また、外国人住民が所属する組織との連携強化やネットワーク拡大のため、国際フェスタや国際フットサルなどのイベント開催を機会に積極的なアプローチを行っている。今後もイベント等の機会を活用し、更なるネットワークの構築・強化を図っていきたい。

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 1.公益財団法人佐賀県教育文化振興財団	
①指定管理者の選定について（監査意見）	
<p>指定管理者の選定は、当初は複数者の応募があったものの、第4期以降は1者の応募に留まっている。応募に当たっての参入障壁を明らかにし、障壁を取り除くことを最優先に検討すべきである。その結果として1者募集に留まった場合は、指定管理委託料の積算は、必要に応じて同種同規模の他県事例と比較して著しい差異がないか検証すべきである。</p>	<p>（政策部M I G A K I担当）</p> <p>少年自然の家の指定管理は、社会教育施設であるため収益性が期待しにくいこと、自然体験教育といった業務の専門性が高く職員の確保が難しいことなど、新規参入の障壁が高い状況である。</p> <p>令和6年度に次期指定管理者の公募を行う際に、収益性を向上させるため提案型事業の見直しや、職員の研修等に要する費用を指定管理委託料に含めるなど適宜見直しを行ったが、結果的に各施設（黒髪、北山、波戸岬）ともに現指定管理者1者の応募に留まった。</p> <p>なお、波戸岬少年自然の家は3施設の中で利用者数が多く、立地的なポテンシャルも高いことから、今後の利活用について現在検討を行っており、指定管理者に求める要件も含めて見直すことを予定している。</p> <p>このほか、九州で指定管理を行っている県立施設と比較したところ、延利用者数に対して配置している職員数や施設の維持管理経費については著しい差異がなかったことなどから、指定管理委託料は適切に算定されているものと考えている。</p> <p>次回の公募に当たっては、参加要件の見直しや適切な積算など、他県の事例を調査しながら必要な見直しについて再度検討したい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 3.公益財団法人佐賀県食鳥肉衛生協会	
※指摘事項なし	
	(食鳥肉衛生協会)

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 3.公益財団法人佐賀県長寿社会振興財団	
①「佐賀県明るい長寿社会づくり推進事業費補助金」の推移について（監査意見）	
<p>県内の総人口に占める65歳以上の割合(高齢化率)は年々上昇しているにも関わらず、本事業の参加者数が伸びない原因を追究し、次年度以降の事業に繋げていくことが必要である。参加者に対するアンケート等は特段実施されていないが、意見や要望を幅広く把握する仕組みを構築し、満足度の向上並びに参加規模の拡大に努めて頂きたい。</p>	<p>(長寿社会振興財団)</p> <p>これまで、関係機関や団体等と連携し、事業の着実な実施、発展に取り組んできたところであり、参加者等からの一定の評価も得ていると認識している。</p> <p>今後、競技団体を始め関係団体からの意見聴取などなお一層の連携強化を図りながら、参加者の満足度の向上等に努めていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－4.公益社団法人佐賀県畜産協会	
①中期的な収支均衡について（監査意見）	
<p>政府の公益法人制度に関する有識者会議は、令和5年6月に制度改革を巡る最終報告を取り纏めて提出し、公益法人の中長期的な社会貢献活動を後押しするために、政府に対して、収支均衡についても中期的均衡を図る方向で見直しを求めた。具体的には、過去に発生した赤字の通算も可能とし、通算5年間で収支均衡を図る方向性を求めた。</p> <p>制度変更が実現すれば、公益法人は、より中期的な取組が可能となる。畜産協会においても、公益法人として収支相償が求められる中では収支構造の安定化が必要となり、一時的な事業量増加への対応が困難な状態が生じていた。公益認定基準の改訂を機に、畜産協会がより中長期的な経営方針を掲げて、県内畜産業の更なる発展に寄与されることを期待する。</p>	<p>（畜産協会）</p> <p>当協会は畜産農家の経営安定を図り、国民生活に不可欠で安全・安心な畜産物の提供を目的に様々な事業を実施しているものの、自己財源に乏しくそのほとんどを、国及び独立行政法人並びに佐賀県からの補助などに頼っており、事業継続のための優秀な人材確保など、課題も多い。</p> <p>こうしたことから、中長期的な経営方針としては、限られた財源と人員で確実に事業推進ができるよう、効率的な業務執行に努めていくこととしている。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 5.公益財団法人さが緑の基金	
①超長期債券を中心とした運用について（監査意見）	
<p>令和4年度末に法人が保有する投資有価証券の帳簿価額は506百万円であり、債券の償還期間別内訳は、20年が388百万円、その他が118百万円となっており、佐賀県が出資する他の公益法人と比較して、超長期債券(10年超)の運用割合が高い。市場金利変動により既発債券の市場時価は影響を受けるが、債券の残存期間が長期であるほど時価の変動幅が大きくなる。令和4年12月以降の日本銀行の金融政策一部変更を受けて、市場金利が上昇傾向となっており、超長期債券を中心とした運用については、資産運用規程等に定めている所定の手続き(合議・決裁・報告等)に基づき、金利変動リスクに十分に留意のうえ、実施されることが必要と考える。</p>	<p>(さが緑の基金)</p> <p>今後の債券運用に当たっては、市場金利等を注視し、金利変動リスクに十分に留意のうえ、適切に対応していく。</p>
②劣後債による運用について（監査意見）	
<p>令和4年度末時点の投資有価証券残高506百万円のうち118百万円は劣後債であった。劣後債の元本毀損リスクを考慮して今後は取得しないとする現状の運用方針に基づけば、市場金利、当初取得価額に対する含み損益などの状況によっては、早期売却の検討も必要と思われる。</p>	<p>(さが緑の基金)</p> <p>当該劣後債については、現段階においては購入時の債券格付けを維持していることから、当該債券発行者の経営状況や市場金利等の状況を注視しつつ、状況に応じて、適切に対応していく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 6.公益財団法人佐賀県暴力追放運動推進センター	
①超長期債券を中心とした運用について（監査意見）	
<p>令和4年度末に法人が保有する投資有価証券の帳簿価額は427百万円であり、債券の償還期間別内訳は、超長期債券(20年)367百万円、長期債券(10年)60百万円となっており、佐賀県が出資する他の公益法人と比較して、超長期債券の運用割合が高くなっている。市場金利変動により既発債券の市場時価は影響を受けるが、債券の残存期間が長期であるほど時価の変動幅が大きくなる。令和4年12月以降の日本銀行の金融政策一部変更を受けて、市場金利が上昇傾向となっており、超長期債券を中心とした運用については、資産運用規程等に定めている所定の手続き(合議・決裁・報告等)に基づき、金利変動リスクに十分に留意のうえ、実施されることが必要と考える。</p>	<p>(暴力追放運動推進センター)</p> <p>利率の変動が大きい昨今において、本来であれば先々のことを考慮してなるべく年限の短い債券を購入することが好ましいが、財源不足の中、当面の資金の確保のために一定の利金収入が必要であり、そのためには年限の長い(20年)債券の購入を選択せざるを得なかった。</p> <p>今後は、新たな賛助会員の確保など、利金収入に大きく頼らなくても良いような財源確保の体制作りを目指すとともに、次回債券購入時にはその時の市場の状況なども踏まえた債券の購入を検討していく。</p>
②暴力団離脱者支援事業について（監査意見）	
<p>離脱希望者等に対する支援として、離脱・就労相談がなされている。相談件数に対する就労件数の割合は、平成25年度～平成29年度は29.6%に対して、平成30年度～令和4年度の直近5年間は7.6%と低下していた。就労件数の増加に向けて、本事業に引続き注力して頂きたいものとする。</p>	<p>(暴力追放運動推進センター)</p> <p>当県の暴力団離脱者就労支援の協賛企業所として20事業所を登録し、その内12事業所については、全国38都道府県と広域連携協定を結んで対応している。</p> <p>また、毎年、警察をはじめ少年刑務所等の関係機関や協賛企業等と暴力団の社会復帰支援に関する情報交換を行っている。</p> <p>今後とも、更に関係機関・団体企業等と連携して相談者に対するきめ細やかな就労支援を行っていく。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）ー 7.公益財団法人佐賀県生活衛生営業指導センター	
①情報化整備事業について（監査意見）	
<p>法人は、LINE公式アカウント等を設けて、最近の物価高騰等に関連した支援策などについて、県内のより多くの組合員に情報を迅速に届けようとしている。法人は、LINE公式アカウントのフォロワー増加に努めているが、総組合員数2,401名（令和5年3月末）に対して、LINE登録者数は92名に留まっていた。今後も引き続きフォロワーの増加に注力して頂きたいものとする。</p>	<p>（生活衛生営業指導センター） 下記の取組を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令和6年4月から有料プランに切り替え、配信回数を大幅に増加（月2回から月約15回配信） ・会議などにおけるPRチラシ配布（2,000枚作成、約1,600枚配布） ・センター機関誌において、LINE登録促進の記事を掲載（約2,400冊発行） <p>令和6年11月末現在では登録者数110名となっており、少しずつ増加している。今後も機会を見つけて、積極的に登録促進に努めていきたい。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 8.公益社団法人佐賀県園芸農業振興基金協会	
①大規模契約栽培産地育成強化支援事業について（監査意見）	
<p>佐賀県内事業者としては、令和4年度、令和5年度にそれぞれ1件ずつ応募したが、採択されていない状況である。</p> <p>昨今、複雑な国際情勢、新興国の人口増加傾向等を背景に、食料安全保障や国内食物自給率改善などが重視されてきている。当該事業は、食料安全保障にもつながる事業であり、県内事業者からも早期のうちに事業採択されることを期待したい。</p>	<p>（園芸農業振興基金協会）</p> <p>令和6年度に1件応募があり、採択された。</p> <p>園芸農業振興基金協会では、説明会の開催や事務手続き、書類の確認などの指導を行っているところである。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 9.公益社団法人佐賀県玄海栽培漁業協会	
①棚卸資産の評価方法について（監査結果）	
<p>会計内規上、棚卸資産は売価還元法で評価することとしているが、実際は「売単価×期末数量」で評価されており、評価方法が内規と異なっている。また、棚卸資産の評価に関する会計基準によると、棚卸資産は原則として取得原価で評価すべきであり、売価で評価することは会計理論上も正しい評価方法ではない。</p>	<p>（玄海栽培漁業協会） ご意見のとおり「取得原価×期末数量」で算出する会計内規に示す売価還元法に沿った方法へと変更した。 取得原価は、生産経費と売価から算出した原価率をもとに、期末の数量、飼育期間、売単価の関係から算出した。</p>
②固定資産や物品の現物調査について（監査意見）	
<p>会計処理規程に従い、固定資産や物品について年に1回以上の現物調査を行っているものの、その証跡が残されていないため、上長による検証が図られていない状況である。</p> <p>固定資産の管理責任者は、台帳に記載されている固定資産が実際に存在し利用されていることを証跡として残し、経理責任者など上長へ適時に報告すべきである。</p>	<p>（玄海栽培漁業協会） 固定資産や物品の現物調査は、これまで責任者とともに確認する形で適切に実施していたものの、ご意見をふまえ、今後はその証跡を残すように対応することとした。</p>

監査結果及び意見	措置の内容
出資団体（非往査先）－ 1 0 .一般社団法人佐賀県畜産公社	
①退職給与引当金の計上不足について（監査結果）	
<p>畜産公社の方法(養老保険の解約返戻金見込額を控除する方法)に準拠した場合でも、43,650千円の引当不足となる。</p> <p>更に、一般の会計基準に準拠して適正に処理する場合は、引当不足は80,587千円となる。</p>	<p>(畜産公社)</p> <p>これまでの方法で不足していると指摘された金額を加算して、令和5年度期末に56,176,258円を退職給与引当金として計上し、引当不足を解消した。</p>
②施設整備引当金について（監査結果）	
<p>施設整備引当金は、利益留保性引当金に該当し、一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠した決算書を作成する場合は、取崩しが必要である。なお、施設整備引当金の直近3期の残高は、令和2年度末10,186千円、令和3年度末4,000千円、令和4年度末2,667千円となっている。</p>	<p>(畜産公社)</p> <p>令和5年度期中、10月をもって引き当てを取りやめ、同期2月ですべて取り崩し、それ以降は施設整備引当金は計上していない。</p>